



鎌倉市特別支援教育推進計画

平成 31 (2019) 年～平成 33 (2021) 年



平成 31 年 3 月
鎌倉市教育委員会

第1章 計画策定にあたって	
1 鎌倉市特別支援教育推進計画策定の経緯と目的	3
特別支援教育とは	
(1) 経緯	
(2) 目的	
2 計画の基本的な考え方	6
3 計画の位置づけ（他の計画との関連図）	7
4 計画の基本目標	8
(1) 特別支援教育の構築	
(2) 人材の育成	
(3) 共生社会を目指した連携体制の構築	
第2章 現在までの特別支援教育事業を振り返って	
現在の鎌倉市立小・中学校の特別支援教育	11
1 特別支援教育の構築	
(1) 特別支援教育の充実	12
(2) 特別支援学級全校設置計画の推進	14
(3) 特別支援学級の充実	16
(4) 通級指導教室の整備と展開	18
(5) 集団の中で一緒に行動することが苦手等の課題のある子どもへの支援	20
(6) スクールアシスタント・学級介助員・学級支援員	21
(7) 相談・支援体制の充実	23
(教育センター相談室、鎌倉市特別支援教育巡回相談員等)	
2 人材の育成	
(1) 教育相談コーディネーターと校内委員会	25
(2) 教職員の研修の充実	26
3 共生社会を目指した連携体制の構築	
(1) ライフステージの変化に伴う支援の連携（縦の連携）	27
(2) 教育機関と関係機関や庁内の連携（横の連携）	28
第3章 具体的な計画と推進	
1 計画全体図	31
2 施策と具体的な取組	32
基本目標1 特別支援教育の構築	32
基本目標2 人材の育成	38
基本目標3 共生社会を目指した連携体制の構築	40
第4章 用語解説・関係資料等	
1 用語解説	44
2 関係する計画・プラン・大綱など	50
3 条約等の抜粋	51
4 鎌倉市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱	52
5 鎌倉市特別支援教育推進計画策定会議 委員名簿	53
6 鎌倉市特別支援教育推進計画策定会議スケジュール	54

第 1 章

計画策定にあたって

1 鎌倉市特別支援教育推進計画策定の経緯と目的

特別支援教育とは

鎌倉市の特別支援教育は、障害のあるなしにかかわらず、児童生徒の自立や社会参加に向けて、主体的で連続性のある学びを支援する視点に立ち、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるため、個に応じた適切な指導や支援を行うものです。

(1) 経緯

鎌倉市教育委員会では、平成16年に「かまくら教育プラン」を策定し、「自立」「自律」の精神と、「共生」する心を大切にし、子どもたちが安心と安全が保たれた社会環境と学習環境の下で、伸び伸びと健やかに成長できるような教育体制の整備に取り組んできました。子どもたちの自立と社会参加に向けた「生きる力」の育成を目指した教育体制の整備・充実を目指して、鎌倉市における特別支援学級全校設置の基本方針の策定や、教育相談コーディネーターの育成などを行ってきました。

その間、特別支援教育に関して、国では次のような動きがありました。

○障害者の権利に関する条約の署名（平成19年9月）、批准（平成26年1月）

障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」に署名、批准しました。

この条約の第24条では、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされています。この権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等が定められています。

○障害者基本法の一部改正（平成23年8月）

国及び地方公共団体は「障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定されました。（第16条）

○障害者差別解消法の制定（平成25年6月制定、平成28年4月施行）

障害者基本法第4条第1項で規定されている「障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止」及び同条第2項「社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止」を具体化させるため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）が制定、施行されました。

障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止、障害者に対する合理的配慮の提供など、障害を理由とする差別解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

○発達障害者支援法の改正（平成 28 年 5 月改正、平成 28 年 8 月施行）

発達障害者の支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法が改正、施行されました。

切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、第 8 条において、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」することや、「個別の教育支援計画の作成」及び「個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進」すること等が新たに規定されました。

○中央教育審議会初等中等教育分科会による報告（平成 24 年 7 月）

中央教育審議会初等中等教育分科会により、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。同報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

○学校教育法施行令の一部改正（平成 25 年 9 月）

障害のある幼児、児童、生徒の就学先決定について、これまでは、学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定に該当する程度の障害のある児童生徒は、原則として特別支援学校に就学するとしていた仕組みから、区市町村教育委員会が、幼児、児童、生徒の障害の状態や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改定されました。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

（平成 24 年 7 月 抜粋）

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
- 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの、学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。
- ① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。

- ② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- ③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

鎌倉市では、通常級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒のニーズの多様化に伴い、さらなるインクルーシブ教育環境の充実が急がれる中、就学する児童生徒の医療的ケア、地域連携体制の構築、切れ目ない支援体制の構築など、新たな課題が出てきました。

こうした状況を適切に捉えた上で、現在までの特別支援教育体制を整理・検証し、本市における特別支援教育体制をさらに充実していくために、このたびの特別支援教育推進計画を策定しました。

(2) 目的

次の3つを本計画の目的とします。

- ① 鎌倉市の特別支援教育理念、基本的な考え方について、市民全体の理解の促進を図る。
- ② 市立小・中学校において、児童生徒が自己の能力を十分発揮できるような合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実と、関係機関との連携による切れ目ない支援が行える体制を確立する。
- ③ 授業における指導内容・方法の充実及び児童生徒への理解と認識を促進する。

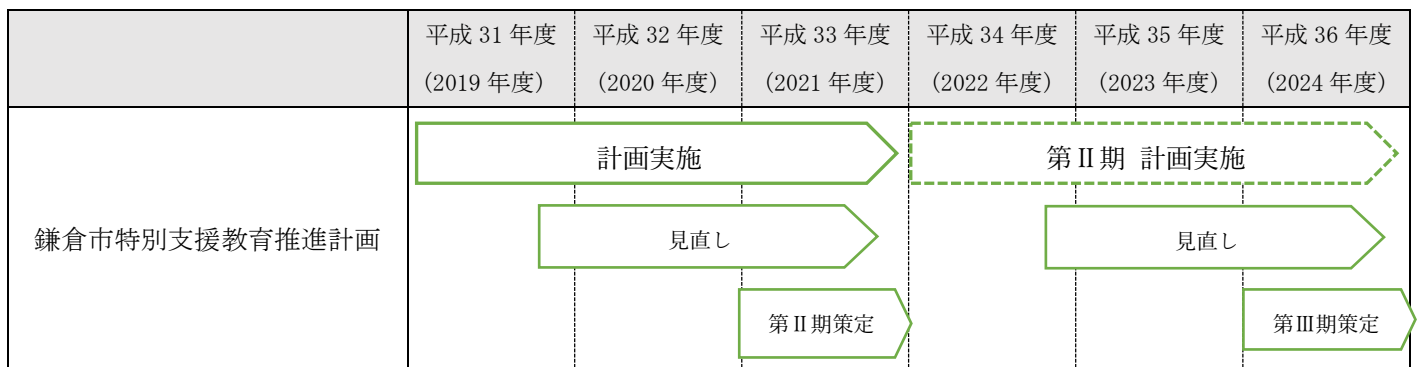
2 計画の基本的な考え方

① 3年間の具体的な取組を示します。

平成31年度（2019年度）から平成33年度（2021年度）までの3年間を第Ⅰ期とし、平成33年度（2021年度）には、第Ⅰ期の取組の振り返りと課題から、第Ⅱ期計画を策定します。第Ⅱ期計画は平成34年度（2022年度）からの3年間とし、平成36年度（2024年度）に3年間の取組の振り返りを行い、第Ⅲ期の計画を策定します。

計画は、その3年間の特別支援教育に関する施策と目標、目標達成のための具体的な取組を示します。第Ⅰ期計画は、現在鎌倉市で行われている特別支援に関する取組を整理し、見直して、充実させる取組を行なう計画とします。

図 1-1 特別支援教育推進計画策定・実施計画



②市が行うこと、学校が行うこと、地域や市民と協働することを明確に示します。

市町村は、法律に基づき、支援の必要な子どもへの教育の機会を保障し、対象児童生徒一人ひとりのニーズに即した教育の場を整備しなければなりません。

計画は市として、学校として、特別支援教育を実施するためのインクルーシブな環境整備に向けて何をすべきかを明確に位置づけます。

③ 今後の社会状況の変化や法改正等に対応できる柔軟性をもった計画にします。

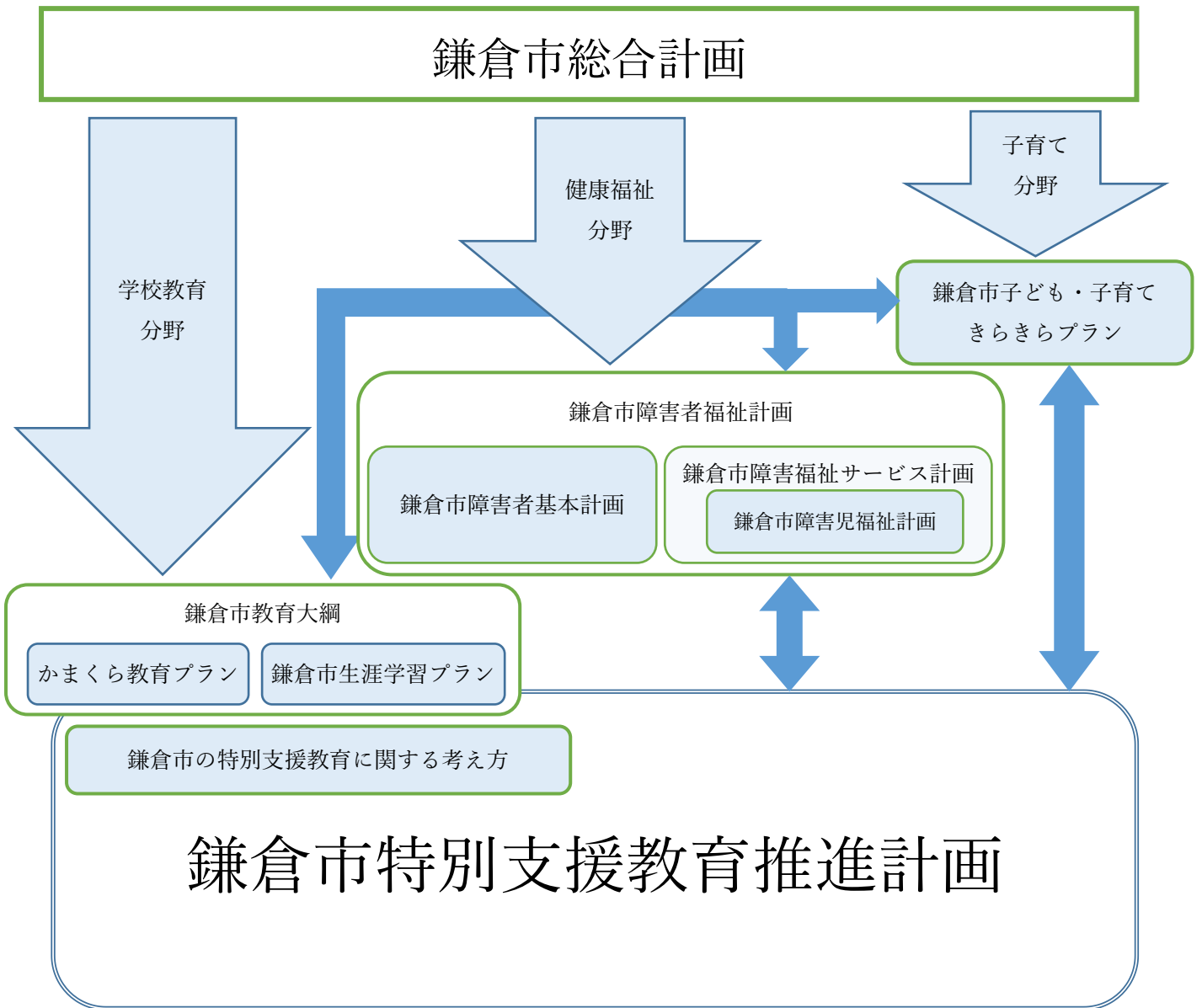
特別支援教育は、対象となる児童生徒数の変化や、社会や保護者のニーズだけでなく、福祉や医療も含めた制度や社会的状況の変化を受けることが多いため、その動向に注意しながら、適宜必要な見直しが図られるよう柔軟性をもたせます。

④ 市におけるほかの計画等との整合性を図ります。

「鎌倉教育大綱」に基づく「かまくら教育プラン」、「鎌倉市障害者福祉計画」等、関連する計画との整合性を図ります。

3 計画の位置づけ（他の計画との関係図）

図 1-2 計画関係図



鎌倉市特別支援教育推進計画は、「かまくら教育プラン」、「鎌倉市生涯学習プラン」を基本とした「鎌倉市教育大綱」を土台とし、「鎌倉市の特別支援教育に関する考え方」の理念を共有するものであり、「鎌倉市総合計画」とその健康福祉分野の個別計画である「鎌倉市障害者基本計画」と「鎌倉市障害福祉サービス計画」、子育て分野の「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」等、他の個別計画との調和を図り、鎌倉市の特別支援教育に関する施策と目標、具体的な取組を明示していくものです。

4 計画の基本目標

(1) 特別支援教育の構築

障害のあるなしにかかわらず、子どもたちの自立と社会参加に向けた「生きる力」の育成を目指し、インクルーシブ教育を推進するとともに、子どもたちが互いの多様性を理解し、尊重できるような「地域で共に学び、共に育つ」教育環境づくりを進めます。

(2) 人材の育成

教育上の支援や配慮を必要とする児童生徒の自立や社会参加に向けた教育を充実させるために、主体的で連続性のある学びを支援する視点に立ち、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個に応じた適切な指導を行い、その持てる力を高めることができるよう、すべての教員の指導力の向上を目指します。また、専門的知識を持った地域の人材の育成を充実させ、地域の特別支援への理解と支援の促進を目指します。

(3) 共生社会を目指した連携体制の構築

乳幼児期から学校卒業後を見据えた切れ目のない支援が行えるよう、幼稚園、認定こども園、保育園、特別支援学校や関係機関との連携を深めるとともに、共生社会の第一歩である地域での学びを大切に、地域全体で子どもを支えることができるよう連携体制を構築します。

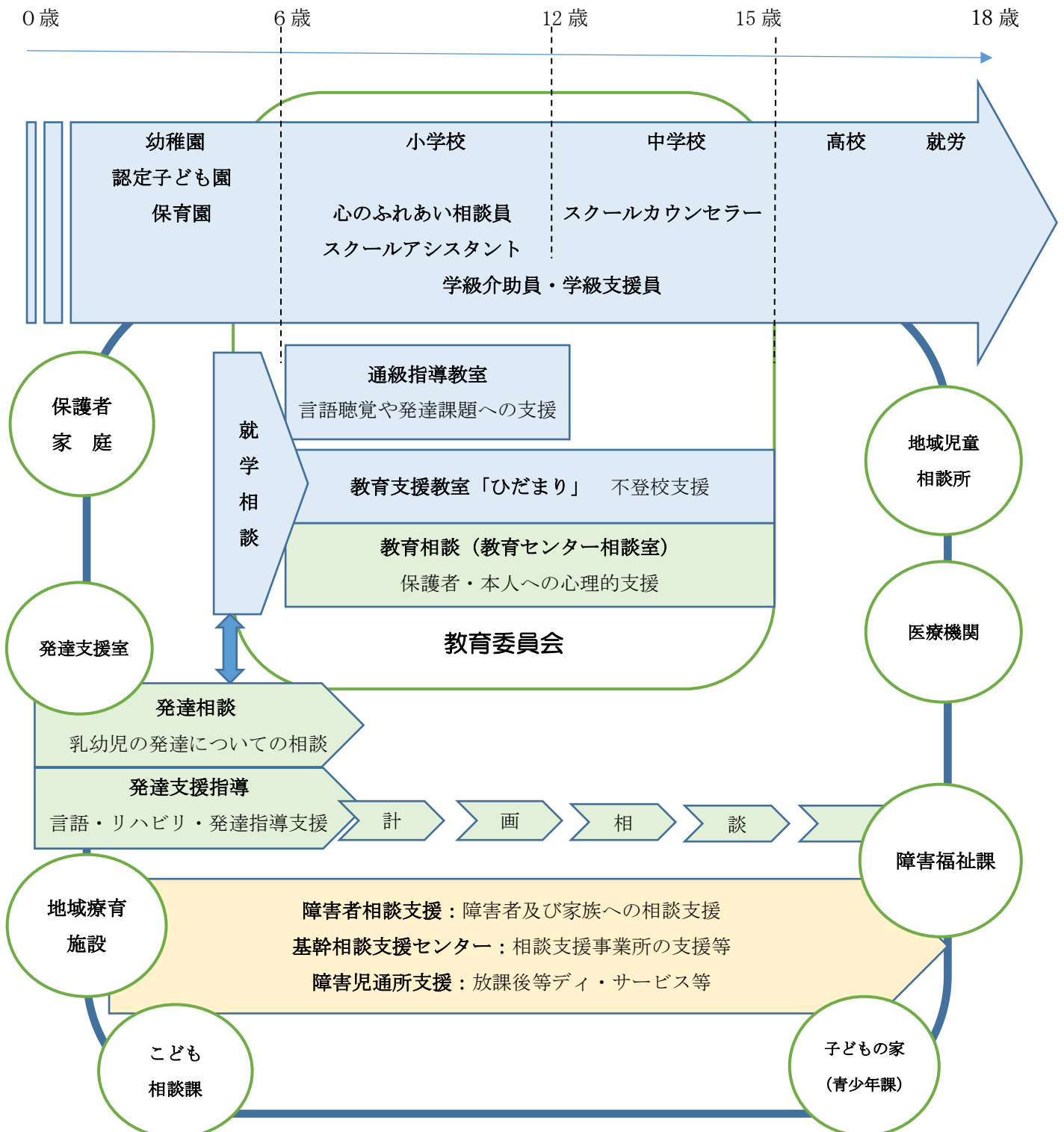
第2章

現在までの特別支援教育事業を振り返って

現在の鎌倉市立小・中学校の特別支援教育

現在の鎌倉市立小・中学校の特別支援教育は、多様な学びの場としての特別支援学級、通級指導教室（小学校）の設置や、学習面支援のスクールアシスタント、生活面支援の学級介助員の配置や学級支援員の派遣、また、教育センターの相談室やスクールカウンセラーの相談業務、教職員の研修など、様々な取組を行っています。この章では、現在の鎌倉市の特別支援教育体制に関する取組を振り返り、それぞれの現状と課題をふまえ、目指すべき方向を示します。

図 2-1 鎌倉市の切れ目ない支援体制



1 特別支援教育の構築

(1) 特別支援教育の充実

鎌倉市では、昭和 29 年に小・中学校に特別支援学級（当時の特殊学級）を、昭和 45 年に通級指導教室を設置するなど、特別支援教育の充実にかねてより取り組んできました。

しかし近年、通常の学級における支援の必要な児童生徒の教育的ニーズの多様化、共生社会の形成に向けた地域連携体制の構築、切れ目ない支援体制の構築といった、新たな課題が出てきました。

それに伴い、教職員へのインクルーシブ教育システム理念の十分な理解等を着実に進めるとともに、児童生徒のインクルーシブな学校についての理解と意識啓発、インクルーシブな校内環境の整備、個人に必要とされる合理的配慮の提供や児童生徒への支援を行うための組織的な支援体制の構築を進めていく必要がでてきました。

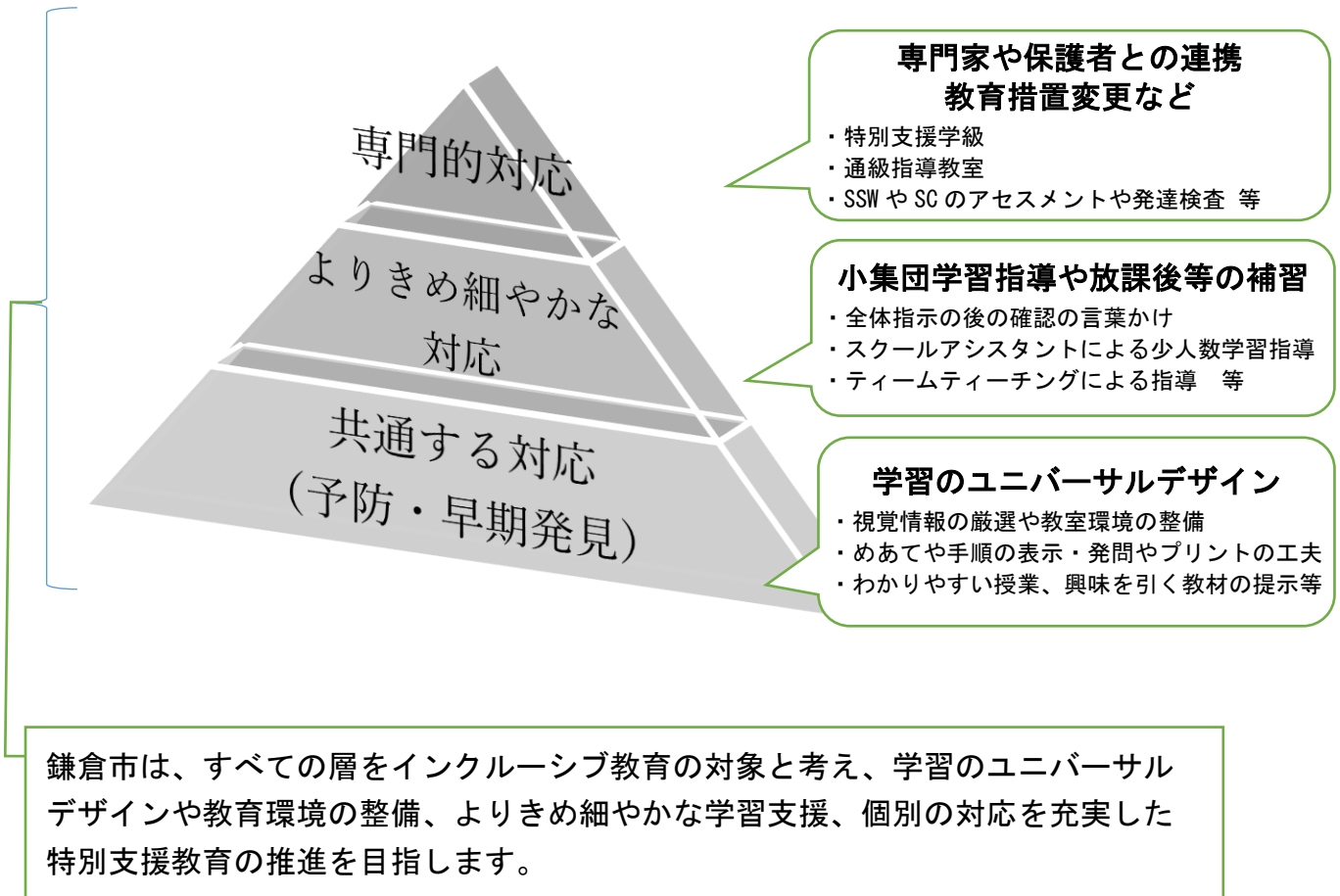
インクルーシブ教育システムについては、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（p4～p5）において、「障害のある子どもと障害のない子どもが、出来るだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。」ものと示されています。

鎌倉市の考えるインクルーシブ教育システムは、この理念を尊重し、障害のあるなしに関わらず、すべての子どもを対象とするものです。すべての子どもを対象とした学習のユニバーサルデザイン化や教育環境の整備を行い、よりきめ細やかな指導・支援を行うことで、子どもたちが学習活動に参加している実感や達成感が持てることを目指すとともに、個に応じた特別支援教育をさらに推進していきます。

目指すべき方向

- ・インクルーシブな校内環境の整備
- ・インクルーシブな学校についての児童生徒の理解と意識啓発
- ・学校内での組織的な支援体制の構築
- ・教職員のインクルーシブ教育理念の理解促進

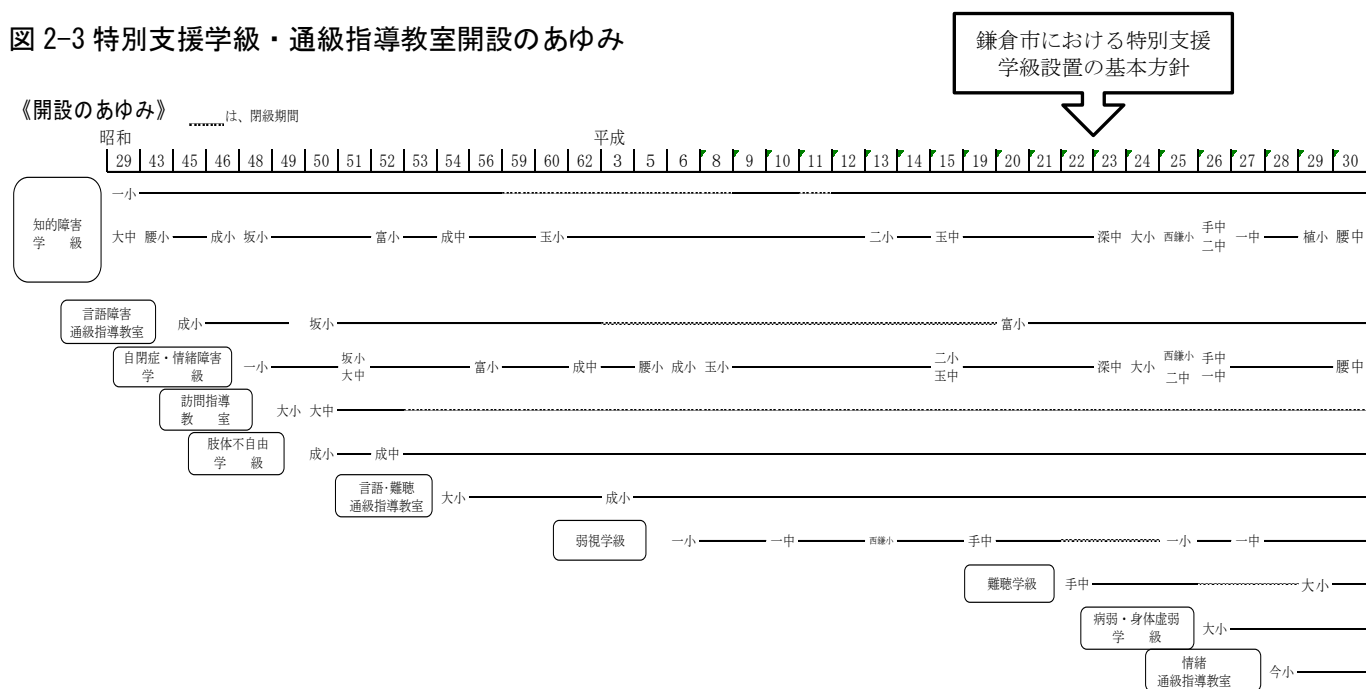
図 2-2 学習支援の三層モデルと鎌倉市の考えるインクルーシブ教育システムの推進



(2) 特別支援学級全校設置計画の推進

鎌倉市の特別支援学級は、昭和 29 年に第一小学校と大船中学校に知的障害学級が開設されて以降、知的障害学級、自閉症・情緒障害学級が市内小・中学校に拠点校として、順次設置されてきました。また、昭和 50 年に御成小学校に肢体不自由学級を、平成 6 年に第一小学校に弱視学級を開設し、その後も難聴学級、病弱・身体虚弱学級が開設され、子どもの状況に合わせた教育が行えるよう、多様な特別支援学級の設置を行ってきました。

図 2-3 特別支援学級・通級指導教室開設のあゆみ



これまで本市の特別支援学級は、教育上特別な支援が必要な子どもたちに、一定の集団での教育の中で、同年代の友人との関係を築き、社会性・自立性を身につけることが必要であるという考えから拠点校方式として設置されてきました。

その後、教育上特別な支援が必要な子どもの学習の場として、地域の学校への通学を要望する家庭が増えたことから、鎌倉市立小・中学校全校に特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）を設置していくための「鎌倉市における特別支援学級設置の基本方針」を平成 23 年に決めました。

平成 30 年度（2018 年度）現在、市内の特別支援学級は、小学校 16 校中 10 校に設置、中学校 9 校中 8 校に設置されています。

表 2-1 特別支援学級設置校一覧

特別支援学級種	小学校	中学校
知的障害 自閉症・ 情緒障害	第一・第二・御成・腰越・西鎌倉・ 富士塚・小坂・玉縄・植木・大船・ 深沢(平成 31 年度(2019 年度)開設)	第一・第二・御成・腰越・深沢・手広・ 大船・玉縄・ 岩瀬(平成 32 年度(2020 年度)開設予定)
肢体不自由	御成	御成
病弱・ 身体虚弱	大船	-
難聴	大船	-
弱視	第一	-

平成 30 年度（2018 年度）時点で、特別支援学級未設置校のうち、設置の準備がされていない学校は、稲村ヶ崎小学校、七里ガ浜小学校、山崎小学校、関谷小学校、今泉小学校となっています。

設置する学校については、設置する学校の教室数、施設設備や、児童生徒のニーズ等様々な事項を検討して選定していますが、障害のあるなしにかかわらず地域の学校で学ぶことができるような学習環境を整備するためにも、計画的に特別支援学級の未設置校への設置をしていく必要があります。

目指すべき方向

- 特別支援学級全校設置計画の推進

(3) 特別支援学級の充実

「(2) 特別支援学級全校設置計画の推進」で述べたとおり、平成30年度(2018年度)現在、鎌倉市では小学校10校、中学校8校に特別支援学級が設置されています。

特別支援学級では、基本的な生活習慣の確立、身辺自立、コミュニケーション能力の育成、基礎的な学力など、集団生活に必要な社会性や、将来の社会参加に必要な基礎的な力を身につけることを目指した教育活動を行っています。各学校の教育目標を反映した学級目標に基づき、児童生徒のそれぞれの得意なことや興味あることなど、個々にあわせて、それぞれの学級で独自に工夫されたカリキュラムによる学習や活動を進めています。

校外学習として、外食指導、自然観察学習、買い物学習など、生活に必要な事柄や授業で学習したことについて、体験を通して学習しています。

また、自分のことは自分で行う、わからないことは尋ねる、時間を守る、連絡・報告・相談を行う、人間関係を形成するといった社会的自立に必要な力を養うために交流が行われています。交流には、通常級との授業交流、昼食交流、特別活動交流、部活動交流や、他校の特別支援学級との学校間交流などがあります。

鎌倉市の特別支援学級が参加している行事として、鎌倉市、逗子市、葉山町の小・中学校の特別支援学級が集まって、ゲームや小物販売のお店や、ダンスや合奏などのステージ発表が催される「合同交歓会」や、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市の小・中学校特別支援学級が参加する作品展である「みんななかま展」があります。作品や演奏、ダンス等の練習や取組の成果を発表する場であるとともに、他校や他市の特別支援学級との交流の場となっています。

表 2-2 特別支援学級在籍者人数・学級数

(平成30(2018)年度5月1日現在) (単位:人数 ()内は学級数)

	知的障害	自閉症・情緒障害	肢体不自由	弱視	病弱・身体虚弱	難聴
小学校	36 (10)	56 (11)	5 (1)	1 (1)	3 (1)	1 (1)
中学校	20 (8)	23 (7)	5 (1)	0		

このように、さまざまな取組が行なわれている特別支援学級ですが、今後はインクルーシブ教育体制を推進し、先に述べた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（p4～p5）に示されている通り、障害のある子どもと障害のない子どもが、出来るだけ同じ場で共に学ぶことを目指していかなくてはなりません。

そのためには、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごせる校内環境の整備が必要となります。また、特別支援学級の担任だけでなく学校全体で支援に取り組む意識の啓発と、支援シートや個別の指導計画を活用した計画的組織的な支援体制の構築を進める必要があります。

さらに、特別支援学級では、それぞれの子どもの持てる力を高めるために、さまざまな障害や個に合った指導方法・指導内容が行えるよう、ICT機器を活用するなど更なる学習内容の工夫・改善が必要となります。また、特別支援学級の担任が特別支援教育の専門家として学校内の指導・支援の助言が出来るよう、特別支援学級担任の知識、技能の更なる育成も必要となります。

目指すべき方向

- 特別支援学級における指導方法の工夫・改善
- インクルーシブな校内環境の整備
- 学校内での組織的な支援体制の構築
- 特別支援学級教員の専門的な知識、技能の育成

(4) 通級指導教室の整備と展開

鎌倉市の通級指導教室の歴史は古く、昭和 45 年に御成小学校に言語通級指導教室が設置されて以来、現在は、大船小学校、御成小学校には言語・難聴通級指導教室（ことばの教室・きこえの教室）、富士塚小学校には言語通級指導教室（ことばの教室）、今泉小学校には、情緒通級指導教室（つどいの教室）が設置されています。平成 31 年度（2019 年度）には、深沢小学校に 2 校目の情緒通級指導教室が開設されます。

言語通級指導教室（ことばの教室）では、吃音・構音障害・言語発達遅滞といった言語に関する課題のある児童に、それぞれの課題を克服するためのトレーニングを個別に行っています。難聴通級指導教室（きこえの教室）では、難聴の児童に、聴覚管理、言語発達など、難聴に伴う課題を克服するための個別指導を行っています。情緒通級指導教室（つどいの教室）では、人間関係作りや集団参加等の社会性を身につけるため、4～8名のグループでソーシャルスキルトレーニングを実施しています。

通級指導教室への通級希望者は近年増加しており、特に情緒通級指導教室（つどいの教室）への希望が大幅に増えています。

表 2-3 鎌倉市通級児童数推移（過去 3 年 各年度 5 月 1 日現在）（単位：人）

教室	H28 年度 (2016 年度)	H29 年度 (2017 年度)	H30 年度 (2018 年度)
言語通級指導教室 (ことばの教室)	146	150	157
難聴通級指導教室 (きこえの教室)	5	3	2
情緒通級指導教室 (つどいの教室)	41	62	75
合計	192	215	234

平成 30 年度（2018 年度）に神奈川県内で中学校通級指導教室が設置されている自治体は、横浜市、川崎市、相模原市、秦野市です。

また、平成 30 年度（2018 年度）より、県立高等学校 3 校（生田東・保土ヶ谷・綾瀬西）に通級指導教室が開設されました。高等学校の通級指導教室は、自校通級指導を行っています。平成 32 年度（2020 年度）以降の県立高等学校改革実施計画第Ⅱ期で、他校通級指導導入校を設置予定です。

こういった状況から、鎌倉市の今後の通級指導教室の整備と展開について、検討を行なっていく必要が出てきました。特に通級者が増加している情緒通級指導教室の今後の設置についての検討と、中学校通級指導教室も含めた新しい通級指導教室体制についての検討をしていく必要があります。

また、通級指導教室と、通っている児童の在籍校との連携によって、効果的な指導を行うことを引き続き目指します。

目指すべき方向

- 新しい通級指導教室整備と展開
- 通級指導教室と在籍校との連携による効果的な指導
- 新たな通級指導体制の模索

(5) 集団の中で一緒に行動することが苦手等の課題がある子どもへの支援

集団が苦手である、多動性や衝動性がある、情緒が安定しない等の理由から集団の中で一緒に行動することが苦手な児童生徒への支援は、各学校において、それぞれ個別の対応に努めています。また、心理や発達、学校生活についての相談は、スクールカウンセラー、教育センター相談室の相談員が行っています。

不登校児童生徒の適応指導については、適応指導事業の教育相談支援室が平成8年に発足し、通室や訪問による指導を行ってきました。平成16年(2004年)に現在の鎌倉市教育支援教室「ひだまり」という名称となり、専任の教員が配置されました。各学校では「ひだまり」と連携し、指導や支援を行っています。

「ひだまり」では、不登校の小・中学生を対象として、学習指導や相談、小集団活動などを通して、学校生活や社会生活に適応できるように支援を行っています。

表 2-4 通室登録者数推移 (平成 30 (2018) 年度は 11 月現在 (単位 : 人))

年度	H28 年度 (2016 年度)	H29 年度 (2017 年度)	H30 年度 (2018 年度)
小学生	1	5	6
中学生	8	12	12
合計	9	17	18

しかし近年、集団の中で一緒に行動することが苦手な児童生徒、個別の対応が必要な児童生徒は増加しており、また、子どもたちの課題に多様な背景があるため、教育的な関わりに加え、福祉的な支援や医療的な連携が必要なケースが増えてきています。そういったケースに組織的に対応するためには、コーディネーターを中心とした組織的な校内指導・支援体制の構築と、スクールソーシャルワーカー等福祉関係の専門家等との連携による支援の取組が必要です。様々な教育的ニーズに対応した相談体制と、早期支援の充実が求められます。

目指すべき方向

- 児童生徒への組織的な校内指導・支援体制の構築
- 不登校等多様な教育的ニーズに対応した相談体制と早期支援の充実
- 福祉関係機関や専門機関との連携による支援体制

(6) スクールアシスタント・学級介助員・学級支援員

スクールアシスタントは、小学校教諭免許状を所有しており、通常学級に在籍する障害のある、または特別な配慮が必要な児童に対して、担任等とチームを組んで、学習指導、身辺の介助、校内の移動介助、安全確保等にあたっています。勤務日は月 12 日で、平成 20 年度（2008 年度）から小学校に配置され、平成 28 年度（2016 年度）から小学校全校に 1 名ずつ配置されています。各学校で、スクールアシスタントが必要とされる学級への配置計画が作成され、T・T（ティームティーチング）授業や個別の学習指導を行っています。

表 2-5 スクールアシスタント活動状況

	個別指導		T・T (ティームティーチング)
	延時間数(時間)	延指導人数(人)	延時間数(時間)
H27 年度(2015 年度)	1,263	1,107	6,643
H28 年度(2016 年度)	1,564	1,874	7,974
H29 年度(2017 年度)	1,311	1,498	8,370

学級介助員は障害のある、または特別な配慮が必要な児童生徒に対して、学習活動の補助、身辺介助、移動介助、安全確保、校外学習や学校行事の際の介助等を行っています。学級介助員は、通常級、特別支援学級の両方に配置され、月 12 日の勤務となっています。

表 2-6 学級介助員配置人数推移（単位：人）

	小学校		中学校		合計
	通常級	特別支援級	通常級	特別支援級	
H27 年度(2015 年度)	3	18	0	12	33
H28 年度(2016 年度)	2	20	1	10	33
H29 年度(2017 年度)	1	23	1	10	35
H30 年度(2018 年度)	3	23	1	10	37

学級支援員は学級介助員と同様に、特別な支援が必要な児童生徒に対し、各学校の依頼により、必要な時間に生活面、安全面等の介助を行っています。

通常級に在籍する支援の必要な児童生徒や、特別支援学級に在籍する児童生徒の数は増加しており、スクールアシスタントや学級介助員・学級支援員の需要は高まっています。学校内で効果的な活用の工夫を行うとともに、スクールアシスタント・学級介助員・学級支援員の支援力の更なる向上が求められます。

目指すべき方向

- スクールアシスタント・学級介助員・学級支援員の支援力の向上
- スクールアシスタント・学級介助員・学級支援員を活用した校内支援体制の工夫

(7) 相談・支援体制の充実

(教育センター相談室、鎌倉市特別支援教育巡回相談員等)

教育センター相談室では、教育や生活面での悩みなど、諸問題を抱える児童生徒・保護者に対して、臨床心理士や学校心理士、臨床発達心理士、特別支援教育士の資格を持つ相談員が、問題解決が図れるよう相談・支援を行っており、電話・来室・訪問等の相談や、必要に応じて心理検査を実施しています。また、通常の相談電話のほかに、いじめ相談ダイヤルが設置されており、WEBでの相談も行っています。

教育相談員は現在7名おり、月1回小学校に派遣し、スクールカウンセラーとあわせて児童・保護者と教職員の支援を行っています。

心のふれあい相談員は、小学校におけるいじめの早期発見、早期対応を図るとともに、悩みや問題を抱えている児童のための教育相談体制の充実を図る目的で派遣されています。小学校全16校に8人を派遣しています。

スクールカウンセラーは、神奈川県の実業として、中学校全9校に10名配置されており、中学校区の小学校にも月に1回、半日程度派遣しています。児童生徒、保護者、教職員に対し、心理に関する専門的見地から、カウンセリングやアセスメント、コンサルテーション等を行っています。

スクールソーシャルワーカーは、現在2名（1名は神奈川県の実業）おり、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて児童生徒の問題行動の予防や、早期解決に向けた対応を図っています。スクールソーシャルワーカーは、学校からの依頼で派遣されています。

また、「メンタルフレンド派遣事業」という、不登校状態で自宅に引きこもりがちな児童生徒に対して、大学生が遊び相手や話し相手となり、その子の良き理解者として支援する制度があります。

鎌倉市特別支援教育巡回相談員は現在2名おり、学校からの要請で巡回相談を行っています。巡回相談は、1学期は主に新入生の特徴の把握や、新しい学年のクラス編成での状況の見取り、2学期以降は特定の児童生徒への指導の助言等の支援を学校に対して行っています。

表 2-7 特別支援教育巡回相談員派遣回数

年度	回数(回)	対象学級数(学級)	対象児童生徒数(人)
H27年度(2015年度)	45	109	577
H28年度(2016年度)	32	90	471
H29年度(2017年度)	36	104	718

近年相談件数は増加しており、発達の課題に関する相談や不登校など、教育的ニーズが多様化しています。スクールカウンセラーや相談員など、心理専門職による相談体制と早期支援の充実と、福祉や医療など関係機関との連携、ソーシャルスクールワーカーや特別支援教育巡回相談員など専門家の活用により、多様な教育的ニーズに対応した相談体制と早期支援を行っていくことが必要です。

目指すべき方向

- 多様な教育的ニーズに対応した相談体制と早期支援の充実
- 学校と外部機関との連携による継続した相談・支援体制

2 人材の育成

(1) 教育相談コーディネーターと校内委員会

子どもが抱えている課題の複雑化・多様化、特別な支援を必要とする児童・生徒数の増加などの教育的ニーズの変化に伴い、児童生徒への関わり方について、必要に応じて学校内外の人材や機関を活用する「役割協働型」、「チーム支援」への転換がされてきました。神奈川県では「子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに基づく支援の計画・実施・評価」をする「教育相談」のプロセスを通して校内支援体制作りを進めることが重要であるとし、そのキーパーソンとして位置づけられたのが、教育相談コーディネーターです。

教育相談コーディネーターの養成研修は平成16年度(2004年度)から始められ、鎌倉市内の小・中学校には、現在各校1名以上の受講修了者が配置されています。教育相談コーディネーターの役割には、校内支援体制の構築、ケース会議の運営や関係機関との連携、保護者との協働などがあります。

教育相談コーディネーターは各校で指名されていますが、小学校では学級担任が兼任しているところが多く、教育相談コーディネーターを中心とした校内体制が取りにくいという課題があります。また、中学校では、生徒指導とは違う支援という視点から、教育相談コーディネーターの活用を進めていく必要があります。

まずは、教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築を推進し、教育相談コーディネーターの資質や、日々新しくなっている特別支援教育についての知識や情報、専門性を高め、特別支援学校のセンター的機能と同じような役割を校内で行えるような人材の育成が求められます。

目指すべき方向性

- 教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築
- 教育相談コーディネーターの資質や専門性を高める研修の充実

(2) 教職員の研修の充実

特別支援教育に関する研修は、神奈川県が開催する研修のほか、鎌倉市が開催する新採用研修、指定研修においても多く行われています。

鎌倉市では、教育課題研修会において特別支援教育に関する内容の研修を行うとともに、各学校においては児童生徒理解研修会にて、児童生徒対応、発達障害の理解や支援といったテーマの研修を実施しています。また、特別支援学級担当者を対象とした特別支援教育に関する研修会を毎年1回開催しています。

特に発達障害に関する研修は、学校現場でのニーズが高く、参加希望者が多くなっています。

このように、特別支援に関する研修は行われていますが、研修内容を実際の指導・支援に反映していくことが今後の課題となると考えられます。まずは、インクルーシブ教育や組織的な取組への理解と意識啓発を行うことから、職や経験年数に応じた特別支援教育の推進力・指導力を図る研修、実際の学校現場で活用することを含めた研修など、実践的指導力の育成を図る研修内容の充実が求められます。

目指すべき方向

- 教職員のインクルーシブ教育の理解促進
- 研修内容を活用した効果的な指導・支援

3 共生社会を目指した連携体制の構築

(1) ライフステージの変化に伴う支援の連携（縦の連携）

特別な支援や指導が必要な子どもが小学校に入学する際に、通常学級のほか、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室などの多様な学びの場があります。その子どもにとって、もっとも力を伸ばすことができる学びの場について、就学支援委員会で検討しています。就学支援委員会は、医療関係者、臨床心理士、児童相談所職員、養護学校教員、小・中学校校長、小・中学校特別支援学級担任、通級指導教室教員などの委員で構成されています。事務局として教育指導課が、発達支援室との連携をし、運営しています。

幼稚園・認定こども園・保育園・小学校の相互理解と連携については、教育センターの幼児教育事業において、幼児教育のあり方についての研究・研修を行っています。幼児教育研究会は年12回行い、幼児教育研修会、幼児教育研究協議会及び幼・こ・保・小交流事業担当者会は年1回、幼・こ・保・小連携研修会は年2回開催しています。

そのほか、小学校ごとに、園児の小学校での授業体験、入学後の幼稚園・認定こども園・保育園等の指導者による授業参観などが実施されています。

小学校と中学校の連携には、中学校区を単位として行われている小中一貫教育の取組があります。義務教育9年間における子どもの「育ちと学びの連続性」を保障することを目的として、授業参観や研究協議、情報交換等が行われています。学習内容や指導方法などについての小・中学校における共通点や違いなどの現状理解、相互理解を深めることにより、子どもの発達の段階に応じ、小・中学校間で連続したきめ細かな生活指導を行うこと、中学校入学前後の滑らかな接続を目指しています。また、小学生が中学校を訪問して授業体験や部活動体験を行ったり、中学校教員が小学校で出前授業を実施する等の取組を行ったりしています。

児童の指導や支援に関する連携では、年度末に6年生についての情報共有を小学校と中学校で行っています。また、中学校入学後に6年生の時の担任が中学校を訪問し、生徒の活動状況を見学し、今後の指導・支援に関する情報を中学校教員と共有するなどの取組を行っています。

このように、幼稚園・認定こども園・保育園と小学校、小学校と中学校のそれぞれの連携の取組は行なわれていますが、今後は、子どもの指導・支援に関する連携をさらに進め、連携した支援体制の構築を目指していく必要があります。また、支援シートや個別の指導計画を活用した引継ぎを行い、切れ目ない支援と継続した指導を目指します。

目指すべき方向

- 幼稚園・認定こども園・保育園と小学校・中学校の連続した支援体制
- 継続した支援・指導体制の構築

(2) 教育機関と関係機関や市関係部署の連携（横の連携）

県立の鎌倉養護学校、藤沢養護学校は、特別支援教育のセンター的機能を持つ学校として、鎌倉市の小・中学校と連携しています。主な連携内容は、県立養護学校地域支援担当者の巡回相談による児童生徒指導への助言、特別支援教育に関する情報提供、鎌倉市の主催する連絡会や研修会での助言や講演、児童生徒の居住地交流等です。弱視級、難聴級においては、平塚盲学校及び平塚ろう学校の巡回相談による専門的な指導内容の連携も行っています。また、県立養護学校から医療的ケアのための看護師が、平成30年度（2018年度）より週に1回程度派遣されています。

このように、特別支援学校のセンター的機能を活用して校内の教育環境の整備や、特別支援教育の充実に努めています。今後は、特別支援学校との連携を通して、特別支援学級の担任の専門性を向上させ、指導力を高めるとともに、校内の特別支援教育の専門家として、通常の学級の児童生徒に対する障害への理解促進や、他の教職員への指導力を高めるけん引役を担えるような育成を行うことが課題となります。

教育委員会と関係機関や市の関係部署は、就学支援委員会、発達支援システムネットワーク、障害者支援協議会こども支援部会、児童相談所等、様々な場で連携を行っています。

就学前健診では、生活状況確認票を利用した聞き取りによって、就学相談につながっていないケースのフォローを行い、就学相談に繋げています。就学相談、教育相談においては、登下校の送迎（肢体不自由学級送迎用バス「わかば」の利用を含む）や、放課後の過ごし方についての相談が増加しており、教育委員会と福祉関係部局との連携が重要となっています。

これまでも関係機関との連携は行われてきましたが、特別支援に関する状況は日々変化しており、状況に合わせた連携の見直しを行い支援体制の充実に努める必要があります。

また、インクルーシブ教育の理念や特別支援教育に関する基本的な考え方が、保護者や地域の皆さんにも広がるよう、地域講座等を活用し、支援の担い手となる地域の人材を育成していくことも大切です。

目指すべき方向

- 特別支援学校との連携による指導力向上と教育環境の整備
- 関係機関との連携による支援体制の充実
- 特別支援教育に対する地域への理解促進

第3章

具体的な計画と推進

1 鎌倉市特別支援教育推進計画全体図

基本目標	施策目標	具体的な取り組み
1 特別支援教育の構築	1 特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①教職員のインクルーシブ教育理念の理解促進 ②児童生徒へのインクルーシブ教育 ③インクルーシブな教育環境の整備
	2 多様な教育的ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ①学校内での組織的な支援体制の構築 ②教育相談コーディネーターを中心とした校内体制の構築 ③スクールアシスタント、学級介助員、学級支援員を活用した校内体制の工夫 ④学校と外部機関との連携による継続的な相談・支援体制
	3 特別支援学級・通級指導教室における指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①個に応じたカリキュラムの工夫 ②ICT 機器の活用による学習支援
	4 新たな学びの場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①特別支援学級全校設置計画の推進 ②新たな通級指導体制の検討
2 人材の育成	1 特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ①教育相談コーディネーターの育成 ②特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力を高める教職員研修 ③特別支援学級教員の専門的な知識、技能の育成 ④スクールアシスタント、学級介助員、学級支援員の支援力の向上
3 共生社会を目指した連携体制の構築	1 ライフステージの変化に伴う支援の連携（縦の連携）	<ul style="list-style-type: none"> ①幼稚園・認定こども園、保育園と小学校・中学校の連続した支援体制 ②支援シート、個別の指導計画の活用による継続した支援・指導体制の構築
	2 教育委員会と関係機関とのネットワークの構築（横の連携）	<ul style="list-style-type: none"> ①教育委員会と関係機関のネットワークの充実 ②地域のインクルーシブ教育への理解の促進

2 施策と具体的な取組

基本目標 1 特別支援教育の構築

インクルーシブ教育の理念に基づいて、学校におけるインクルーシブ環境の整備、校内支援体制の構築等をさらに充実させ、学ぶ環境の整備を進めていきます。

また、児童生徒が互いの多様性を理解し、尊重できるよう、インクルーシブ理念についての教育を行います。

施策目標 1 特別支援教育の推進

インクルーシブな校内環境の整備を推進するとともに、教職員のインクルーシブ教育理念の理解促進と、児童生徒へのインクルーシブ教育を実施することで、インクルーシブ教育の理念に基づいた特別支援教育を推進します。

①教職員のインクルーシブ教育理念の理解促進

インクルーシブ教育に関して、すべての教職員の理解を促進し、認識力を高め、児童生徒一人ひとりへの適切な指導と配慮が行える学級環境が整えられることを目指し、研修を充実していきます。

推進のポイント	教職員のインクルーシブ教育に関する研修の充実
平成 33 年度（2021 年度）までの目標	教職員のインクルーシブ教育に関する研修の受講率を 100%にする
推進の主体	市教育委員会

②児童生徒へのインクルーシブ教育

子どもたちが互いの多様性を理解し、尊重できるよう、児童生徒へのインクルーシブ教育を実施します。

推進のポイント	児童生徒へのインクルーシブ教育
平成 33 年度（2021 年度）までの目標	児童生徒へのインクルーシブ教育を 100%の学校で行う
推進の主体	学校、市教育委員会

③インクルーシブな校内環境の整備

小・中学校において、児童生徒が安心して、集中して学習活動に取り組めるような、教室内環境の整備や、わかりやすい表示など、校内のユニバーサルデザイン化を進めます。

推進のポイント	小・中学校のインクルーシブな校内環境の整備
平成 33 年度（2021 年度）までの目標	校内環境のユニバーサルデザイン化を 100%の学校で行う
推進の主体	学校、市教育委員会

施策目標 2 多様な教育的ニーズへの対応

児童生徒の多様な教育的ニーズに対応する校内体制を整えます。

①学校内での組織的な支援体制の構築

集団が苦手な教室に入れない、集中が持続しない、感情のコントロールが出来ない等の課題や不登校により、教室での集団の学習を行うことができない児童生徒に、個別の指導等を行う際の組織的な支援体制を構築します。

推進のポイント	学校内での組織的な支援体制の構築
平成 33 年度（2021 年度）までの目標	課題のある児童生徒への校内での支援体制の見直し、対応方法の共有を 100%の学校で行う
推進の主体	学校、市教育委員会

②教育相談コーディネーターを中心とした校内体制の構築

コーディネーター業務に携わる時間を確保するための仕組みを構築していきます。

また、校内体制の構築を推進していくために、市内の小・中学校が校内体制を構築していく参考となるようなモデル校を設置します。

推進のポイント	教育相談コーディネーターを中心とした校内体制の構築
平成 33 年度（2021 年度）までの目標	コーディネーター業務に携わる時間を確保する仕組みの構築のための、人的支援の実施 モデル校の設置（小学校 2 校、中学校 1 校）
推進の主体	市教育委員会、学校

③スクールアシスタント、学級介助員、学級支援員を活用した校内体制の工夫

現状の活用実態について検証し、スクールアシスタント、学級介助員、学級支援員と連携した有効な指導、支援ができるような校内体制を確立します。

推進のポイント	職種に応じた有効かつ計画的な活用
平成 33 年度（2021 年度）までの目標	配置されている全校において、打ち合わせ時間、休憩時間が確保できるような勤務計画を 100%の学校で行う
推進の主体	学校、市教育委員会

④学校と外部機関との連携による継続的な相談・支援体制

様々な理由や発達の課題等から教室に入れない児童生徒への初期対応や、不登校の未然防止の取組を充実させるために、学校と心理専門職、医療関係・福祉関係の専門機関との連携や、スクールソーシャルワーカーの活用による、相談・支援体制の充実を行います。

また、特別支援学校のセンター的機能との連携を積極的に行い、巡回指導等での助言を学校内での指導に生かします。

推進のポイント	心理専門職、専門機関と学校との連携による相談・支援体制 多様な教育的ニーズに対応した相談体制と早期支援の充実
平成 33 年度（2021 年度）までの目標	心理専門職の活用と専門機関と学校との連携による支援を継続して行う スクールソーシャルワーカーの活用を継続して行う
推進の主体	市教育委員会、学校、関係機関

施策目標 3 特別支援学級・通級指導教室における指導の充実

特別支援学級・通級指導教室において、それぞれの学級カリキュラムの充実や支援機器等の活用により、指導、支援の充実を図ります。

①個に応じたカリキュラムの工夫

個別の指導計画、支援シートを活用した組織的・継続的な指導を行い、個に応じたカリキュラムの工夫を図ります。

推進のポイント	支援シートの作成による個に応じた課題の設定と継続的な支援 個別の指導計画に基づく、組織的な指導体制の確立
平成 33 年度（2021 年度）までの目標	特別支援学級在籍児童生徒、通級指導教室通級児童の、支援シート・個別の指導計画を 100%の学校（在籍校）で作成し活用する
推進の主体	学校、市教育委員会

② I C T機器の活用による学習支援

児童生徒が示している困難さや障害特性に応じた指導を充実するツールとして、特別支援学級の指導における I C T機器の導入と活用を検討、推進していきます。

推進のポイント	I C Tを活用した学習支援の推進
平成 33 年度（2021 年度）までの目標	I C Tを活用した学習支援を 100%の特別支援学級で行う
推進の主体	学校、市教育委員会

施策目標 4 新たな学びの場の充実

特別支援学級の全校設置の推進、通級指導教室の展開により、多様な学びの場の充実を図ります。

①特別支援学級全校設置計画の推進

特別支援学級全校設置計画検討委員会を開催し、特別支援学級の未設置校への設置に向け取組を進めます。

推進のポイント	特別支援学級の未設置校への設置
平成 33 年度（2021 年度）までの目標	特別支援学級全校設置計画検討委員会を開催する 毎年 1 校に特別支援学級を開設する
推進の主体	市教育委員会

②新たな通級指導体制の検討

現在設置されている通級指導教室の、児童在籍校との連携をより充実させ、通級指導教室と在籍校の双方で、より効果的な指導が行えるよう連携します。

情緒通級指導教室については、平成 31 年度に開設される深沢小学校情緒通級指導教室への通級者の動向を見ながら、今後の情緒通級指導教室の設置の必要性について検討します。中学校の通級指導教室については、現在設置運営されている自治体での運営や指導の効果、高等学校通級指導教室の現状、鎌倉市内の需要等について、長期的に調査します。

また、現在の拠点校型以外の巡回型の通級指導教室についての検討を行います。

推進のポイント	通級指導教室と在籍校との連携による指導の連携 新たな通級指導体制の模索 新しい通級指導教室設置についての検討
平成 33 年度（2021 年度）までの目標	支援シート・個別の指導計画を活用し、通級指導教室と在籍校との連携による効果的な指導を行う 中学校通級指導教室、高等学校通級指導教室の運営状況等に関する長期的な調査を実施する 巡回型通級指導の検討を行う
推進の主体	市教育委員会、学校

基本目標 2 人材の育成

特別支援学級に限らず通常の学級においても、障害のあるなしに関らず、子どもの状況に応じた適切な指導が行われ、子どもたちの学習の機会が得られるよう、児童生徒を一番身近で支えている教員の育成を図ると共に、学校における指導体制を充実させます。

施策目標 1 特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力の向上

校内でのインクルーシブ教育推進役を担う教育相談コーディネーターに必要な資質や、専門性を高めるための研修等を充実します。

また、すべての教員に対して、特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力を高めるとともに、特別支援学級の教員が専門性を生かして、校内の教職員、児童生徒、保護者に対し、授業やその他の取組を通じた理解啓発を進めることができるよう育成します。

さらに、児童生徒の実態に応じて配置する学級介助員・学級支援員や、通常の学級において学習指導を行うスクールアシスタントの支援力を強化し、指導体制を整備します。

①教育相談コーディネーターの育成

小・中学校内において、教育相談コーディネーターが、特別支援学校のセンター的機能と同じ様な役割を校内で行えるよう育成します。

推進のポイント	教育相談コーディネーターの育成
平成 33 年度（2021 年度）までの目標	教育相談コーディネーターの専門性を高める研修の実施（年 2 回）
推進の主体	市教育委員会

②特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力を高める教職員研修

全教職員を対象とした、発達障害や心理に関する専門的な研修を充実させ、通常学級担任の特別支援教育への理解の促進と、実践的指導力の育成を図る研修を実施します。

推進のポイント	研修内容を活用した効果的な支援・指導の実施
平成33年度（2021年度）までの目標	教職員の発達障害や心理に関する専門的な研修の受講率100% 職や経験年数に応じた特別支援教育の推進力や指導力の向上を図る研修の実施
推進の主体	学校、市教育委員会

③特別支援学級教員の専門的な知識、技能の育成

障害のある児童生徒への指導力を高めると共に、校内における通常の学級の児童生徒に対する理解啓発や、教職員への指導力を高めるけん引役を担えるような育成を図ります。

推進のポイント	特別支援学級教員の専門性を向上させる教員研修
平成33年度（2021年度）までの目標	特別支援学級担任の障害の種別や程度に応じた指導力を高める研修受講率100% 関係機関や大学との連携による専門性の向上を図る研修への参加を推奨 特別支援学校との連携による専門性を向上させる研修の実施
推進の主体	学校、市教育委員会

④スクールアシスタント、学級介助員、学級支援員の支援力の向上

スクールアシスタント、学級介助員、学級支援員の指導力・支援力を向上させるための研修を実施し、指導体制を充実させます。

推進のポイント	指導力・支援力を向上させるための研修の実施
平成33年度（2021年度）までの目標	指導力・支援力を向上させる研修の受講率100%
推進の主体	市教育委員会

基本目標 3 共生社会を目指した連携体制の構築

地域で共に学び、共に育つ教育環境づくりを目指し、縦のつながりと横のつながりを意識した連携体制の構築を進めます。

施策目標 1 ライフステージの変化に伴う支援の連携（縦の連携）

幼稚園・認定こども園・保育園で取り組まれていた個別の支援を途切れることなく、保護者の理解も図りながら継続していくために、幼稚園・認定こども園・保育園と小学校及び中学校との連携を充実します。

①幼稚園・認定こども園・保育園と小学校・中学校の連続した支援体制

支援シートの活用により、幼稚園・認定こども園・保育園と小学校における連携に取り組み、就学前からの支援のスムーズな接続を充実させます。また、幼・こ・保・小連携の場において、小学校の教育支援体制への理解を促進します。

また、小中連携において、9年間の切れ目ない支援を行います。

推進のポイント	幼稚園・認定こども園・保育園・小学校及び中学校の連携
平成33年度（2021年度）までの目標	支援シートの活用による支援の連携
推進の主体	小・中学校、幼稚園、認定こども園、保育園、市教育委員会

②支援シート、個別の指導計画の活用による継続した支援・指導体制の構築

小学校の学年間の引き継ぎ、小学校から中学校、中学校から高等学校などへの円滑な接続と継続的な支援が行われるよう、支援シート、個別の指導計画の作成と活用を推進します。

推進のポイント	切れ目ない支援の引継ぎ
平成33年度（2021年度）までの目標	支援シート、個別の指導計画の活用による引継ぎの実施率100%
推進の主体	学校、市教育委員会

施策目標 2 教育委員会と関係機関のネットワークの構築（横の連携）

支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うため、教育委員会を中心とした関係機関とのネットワークを構築します。

①教育委員会と関係機関のネットワークの充実

市教育委員会内の支援体制を充実し、就学前から小・中学校在学中における児童生徒の教育的ニーズに迅速に対応できるよう、子ども相談課や市民健康課、青少年課、発達支援室や障害福祉課、福祉・医療機関等との既存のネットワークをさらに有効に活用できるよう充実させます。

また、放課後、長期休暇中の過ごし方、「わかば」等登下校の手段、福祉的な課題が背景にある子どもの支援の相談について、子どもの学校生活をトータルで支援できるよう、関係部局と連携を行います。

推進のポイント	関係機関との連携による支援体制の充実
平成 33 年度（2021 年度）までの目標	教育部と他部局との連携体制の見直しを行う
推進の主体	市教育委員会、市関係部署、関係機関

②地域のインクルーシブ教育への理解の促進

インクルーシブ教育の理念や、特別支援教育に関する基本的な考え方が、保護者や地域の皆さんにも広がるよう、地域講座を活用し、地域の支援の担い手となる人材を育成します。

推進のポイント	特別支援教育に関する地域への理解促進
平成 33 年度（2021 年度）までの目標	インクルーシブ理念の理解促進について、市民が参加できる公開講座を実施する
推進の主体	市関係部署

第 4 章

用語解説・関係資料等

1 用語解説

支援教育 (神奈川県)	障害のある子どもたちを含め、全ての子どもたち一人ひとりが持つ自らの力では解決できない困難なことを「教育的ニーズ」として捉え、それぞれの子どもに応じた働きかけをする教育。
特別支援教育	障害のある児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う教育。
特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として教育を行う学校。（学校教育法第72条） 鎌倉市では、県立鎌倉養護学校、県立藤沢養護学校が学区として指定されている。
認定こども園	就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する他、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。幼稚園や保育所などのうち一定の基準を満たす施設を、都道府県知事が認定する。親の就労の有無にかかわらず0歳から就学前までのすべての子どもを対象にした幼保一体的な運営をする総合施設。
通級指導教室	通級指導教室とは、通常学級に在籍する児童に対し、個に応じて必要な指導を受けることができる教室。定期的に通級指導教室に通って、言葉や聞こえ、情緒といった課題に対しての指導を受ける。鎌倉市では、ことばの教室、きこえの教室、つどいの教室がある。
ソーシャルスキル トレーニング Social Skills Training	「社会生活技能訓練」や「生活技能訓練」、「スキル教育」とも呼ばれている。対人関係を中心とする社会性や集団行動でのルールやマナーを身につけるトレーニング。鎌倉市では、つどいの教室（情緒通級指導教室）の指導の一つとして行われている。
教育相談 コーディネーター (神奈川県)	支援を必要とする子どもに対し、子ども・担任・保護者のニーズの把握、ケース会議の運営、関係機関との連絡・調整を行う人。神奈川県では、特別支援教育と不登校などの対応を兼ねたコーディネーターとして養成。※「神奈川力構想・白書2008」P82平成21年6月
インクルージョン (包含) Inclusion	障害の有無にかかわらず、全ての人を包括して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育や教育的支援を展開していくという考え方。これに基づくインクルージョン教育では、障害や特別な教育的ニーズを持つ子どもたちを含めた一元的な教育の創造を目指している。
インクルーシブ 教育システム Inclusive Education System	人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。 ※「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」平成24年7月
合理的配慮	「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。 ※「中央教育審議会＞初等中等教育分科会＞特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第3回）」

<p>基礎的環境整備</p>	<p>障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、これを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。</p> <p>※「中央教育審議会>初等中等教育分科会>特別支援教育の在り方に関する特別委員会(第3回)」</p>
<p>スクール カウンセラー (SC)</p>	<p>教育相談体制を整備することを目的に、学校へ配置されている心の専門家のことをいう。その主な業務は以下のようなものになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒に対する相談・助言 ○ 保護者に対する相談・助言 ○ 教職員に対するコンサルテーション ○ 児童・生徒に関するアセスメント ○ 緊急時の対応 ○ 心理に関する研修等の実施 ○ 学校課題への対応(不登校・いじめ・暴力行為への対応等) ○ 校内教育相談体制についての助言 <p>※「スクールカウンセラー業務ガイドライン」平成21年12月神奈川県教育委員会</p>
<p>スクール ソーシャルワーカー (SSW)</p>	<p>教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材。概ね次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 (3) 学校内におけるチーム支援体制構築の支援 (4) 保護者、教職員等に対する支援や相談、情報提供 (5) 教職員等への研修活動 等 <p>※「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」平成23年3月 神奈川県教育委員会</p> <p>※「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン2」平成25年3月神奈川県教育委員会</p> <p>(http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417834/p477052.html平成30年2月1日取得)</p>
<p>特別支援学校の センター的機能</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">センター的機能の具体例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 小・中学校等の教員への支援機能 → 障害のある児童生徒に対する個別の指導内容・方法について助言 ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能 → 就学前の子どもに対する指導及びその保護者からの相談 ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能 → 通級による指導 ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能 → 関係機関と連携し、個別の教育支援計画を策定 ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能 → 小・中学校等の教員に対する研修の講師を務める。 ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能 → 点字図書の貸し出しや知能検査の実施等 </div> <div style="width: 35%; text-align: center;"> </div> </div> </div> <p>特別支援学校はその専門性を生かし、小中学校等を含む関係機関や保護者に対し、障害のある児童生徒等の教育についての助言または援助を行う機能を担う。</p> <p>※中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」平成17年12月</p>
<p>コンサルテーション</p>	<p>あるケースについて、その見方、取り扱い方、関わり方、などを検討し、的確なコメント、アドバイスなどを行うこと。</p>

ケース会議	学校生活において、支援や特別な指導が必要な児童生徒に対して、それぞれの教育的ニーズについての共通理解を図り、メンバー全員で役割分担を行い、それぞれの専門性をいかしながら、具体的な支援策を出し合い、校内や家庭での支援ができるよう話し合う会議。
アセスメント	児童生徒の状況や生育歴や環境等を把握し、行動観察や教職員からの聞き取り、保護者との面接、関係機関からの情報提供から、対象児童生徒の行動特性等を把握すること。効果的な支援・指導方法の検討に必要。
個別の支援計画 ・ 個別の教育支援 計 画	障害のある子どもや、支援のニーズがある子ども、一人ひとりについての乳幼児期から学校卒業後まで一貫した長期的支援を行うため、保護者の意見を聴き、関係機関が連携しながら作成する支援の計画。「個別の支援計画」のうち、学校など教育機関が中心となって策定した学齢期の計画を「個別の教育支援計画」と呼ぶ。
支援シート (個別の支援計画)	「個別の(教育)支援計画」を作成する際に神奈川県内で使用する統一した書式。子どもにかかわる教職員・本人・保護者と共に、ライフステージに沿った継続的な支援を目的に作成する支援シートⅠと関連機関による支援が必要でケース会議が開かれるような場合に作成する支援シートⅡがある。 ※「始めましょう!『個別の支援計画』」より
個別の指導計画	「個別の指導計画」とは、指導を行うためのきめ細かい計画であり、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。 ※文部科学省HP
ユニバーサル デザイン Universal Design/ UD	文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障害の有無や能力差などを問わず、すべての人が利用できることを目指した設備・製品・情報などのデザインのこと。
教育的ニーズ	教育上児童生徒が必要とする配慮や支援、または、学校教育で伸ばしていきたい力のために必要な環境等。
就学相談	特別支援学校や特別支援学級への就学・転学に関する相談。
就学支援委員会	特別支援学校や特別支援学級への就学・転学・転籍を希望している児童生徒それぞれの教育的ニーズに合った教育の場を検討する、医療や心理の専門家、特別支援学校教員、小中学校教職員などで構成された委員会。
就学前検診	小学校入学前の子どもに対しての健康診断。
ICT機器 Information Communication Technology	「情報通信技術」 一般的には、コンピューターやインターネット等のデジタル機器のことを指す。ICT機器を使うことで、児童生徒の苦手なことや不自由さを補い、持てる力を最大限に引き出す指導「ICT活用による特別支援教育」が期待できる。
医療的ケア	「医療的ケア」とは、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。医師免許、看護師免許等を持つ者、または、認定特定行為業務従事者として都道府県知事の認定を受けた者以外は医療的ケアを行なうことはできない。小・中学校において医療的ケアを行う場合は、看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教員等がバックアップする体制が望ましいとされている。

不登校	<p>学校に登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあることをいうが、その要因・背景は多様で、中には、怠学や登校しぶりなどもあり、児童・生徒指導の一環として考えられてきた。しかし、心因性の不適応などによってバランスを崩し、朝になると体調が不調になるなど、様々な神経症状によって学校に行けないケースもある。</p>
<p>チームティーチング (T・T)</p>	<p>主となる授業者とは別の教員とともに、複数の教員で指導を行う授業形式。主となる授業者をT1（ティーワン）、副となる授業者はT2（ティーツー）と呼ぶ。T2は主に、T1が全体への指導を行っている間に、個別の言葉かけや見守りが必要な子どもへの支援を行う。</p>
言語障害	<p>話し方や発音などにおいて、コミュニケーションに支障をきたすことがあり、聞き手に話の内容が理解されにくく、そのために社会生活を送る上で困難がある状態をいう。</p> <p>言語障害には、構音障害、吃音、言語発達の遅れ、音声障害などがある。このうち、構音障害とは、その地域の同年齢の子どもたちができる発音が正しくできないために、聞き手に話の内容が理解されにくい状態で、他の音で置き換えたり、子音を省略したり、「ひずみ音」になったりすること等である。</p> <p>障害の原因は様々であるが、特に口蓋裂や難聴が原因の場合には、医療との密接な連携が必要である。また、他人の話し方との違いを意識するあまり、人前に出ることを避けるようになることや、話さなくなることもあるため、言葉の機能の改善とともに心理面での援助も必要になる。</p>
視覚障害	<p>眼球や視神経、又は大脳の視覚中枢などの障害により視力の低下や視野の偏り等、見る機能が不自由である場合や不可能な状態をいう。両眼の矯正視力が おおむね0.3未満の子どもたちには、教育上特別な配慮が必要となる。拡大鏡等を使用しても通常の文字、図形等を視覚的に認識するのが不可能又は、著しく困難な場合を「盲者」としている。そして、困難な場合は「弱視者」とされる。「弱視者」の場合は、視力を活用した教育が環境等を整えることで可能になるといえる。</p>
聴覚障害	<p>耳の機能、聴神経、聴覚中枢等の機能的な原因のため、聞く力が不十分（難聴）であったり、聞こえなかったりする状態（聾＝ろう）をいう。</p> <p>聞こえの程度は聴力レベルで示し、デシベル（dB）という単位で表す。一般にオーディオメーターを使用して検査測定するが、その数値が大きいほど聴力損失が大きく、聞こえにくい状態を示す。両耳の聴力レベルがおおむね60dB以上で、補聴器などを使っても通常の話声を理解することが不可能又は著しく困難な場合、「ろう者」という。</p> <p>音や言葉は、外耳、中耳、内耳、聴神経、大脳の聴覚中枢の順に經由して受容されるが、これらのうちどこに障害が起きても、音や言葉は伝わりにくくなる。このうち、外耳から中耳までの間のどこかに障害のあるものを「伝音性難聴」といい、内耳から脳までの間に障害があるものを「感音性難聴」、両方の障害があるものを「混合性難聴」という。</p>
情緒障害	<p>情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいう。</p> <p>他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である、心理的な要因による選択性緘黙などがあるなどして、社会生活への適応の支障となる。選択性緘黙は、一般に発声器官・機能的な障害がないのに、心理的な要因により、特定の状況で音声やことばを出せず、支障のある状態をいう。</p>

<p>肢体不自由</p>	<p>大脳の運動中枢や神経、あるいは筋肉、骨・関節などの諸器官が損傷を受け、四肢あるいは体幹に運動機能の障害が生じ、補装具を使っても歩行や筆記など日常生活に必要な基本的な動作が不可能あるいは難しい状態をいう。また、常に医学的観察指導が必要な状態も含む。</p> <p>原因となる疾患は脳性まひ（Cerebral Palsy）、進行性筋ジストロフィー症など、中枢神経を含めた神経や筋肉が損傷を受けるもの、先天性股関節脱臼、骨形成不全症、骨・関節結核、ペルテス病、脊柱側弯症、二分脊椎、骨や関節に損傷を受けたものなど、様々である。しかし、ポリオのように予防ワクチンの活用や公衆衛生制度の確立などにより激減した疾患も多く、現在の特別支援学校の肢体不自由教育部門などでは、脳性まひや脳障害の後遺症による肢体不自由児が大半を占めている。脳性まひとは、受胎から新生児期までに大脳に非進行性の病変が生じることによる運動・動作の不自由をいう。随意動作がうまくできなかつたり、不随意の運動が起こつたり、筋緊張の高まりがみられたりする。脳の病変の位置によっては、感覚・認知面などの障害があることもある。</p>
<p>病弱・身体虚弱</p>	<p>病弱とは、病気が慢性的で長期にわたる見込みのもので、その間、医療又は健康状態の維持・改善などを図るために、病院に入院しての治療や、身体活動、食事などについて制限を行うなどの生活規制を、継続的に必要とする状態のことをいう。</p> <p>こうした障害の状態の子どもたちの病気の種類としては、気管支喘息、腎炎・ネフローゼなどの腎臓病、肥満、精神疾患、悪性新生物、小児アレルギーなど、多様化している。</p> <p>また、身体虚弱とは、先天的、後天的な種々の原因により身体機能が低下して、病気に対する抵抗力を失つたり、こうした現象を起こしやすかつたりするために、継続して生活規制を必要とする状態をいう。</p>
<p>神経発達症群 (発達障害)</p>	<p>発達期に発症する一群の疾患である。典型的には発達期早期、しばしば小中学校入学前に明らかとなり、個人的、社会的、学業、または職業における機能の障害を引き起こす発達の欠陥により特徴づけられる。神経発達症群には、知的能力障害群、コミュニケーション症群、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、限局性学習症、運動症群等がある。</p> <p>※「精神疾患の診断・統計マニュアル第5版」(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, Fifth Edition略称：DSM-5)より抜粋</p>
<p>限局性学習症 SLD Specific Learning Disorder (学習障害/LD)</p>	<p>本質的な特長の1つとして、長年にわたる正規の学校教育期間(すなわち、発達期)中に始まり、基本となる学業的技能を学習することの持続的な困難さがあげられる。基本的な学業的技能としては、単語を正確かつ流暢に読むこと、読解力、書字表出および綴字、算数の計算、そして数学的推理(数学的問題を解くこと)が含まれる。これは、学習機会の不足または不適切な教育の結果ではない。学習困難は持続的であつて、一時的なものではない。小児期や思春期の子どもにおいて“持続的”とは、家庭や学校で特別な援助を提供されたにもかかわらず、学習における進捗が6カ月以上制限されていること(すなわち、その人が同級生に追いついていない証拠がないこと)と定義される。</p> <p>※「精神疾患の診断・統計マニュアル第5版」(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, Fifth Edition略称：DSM-5)より抜粋</p>
<p>注意欠如・多動症 ADHD Attention-Deficit Hyperactivity -Disorder</p>	<p>注意欠如・多動症は12歳になる前から出現し、少なくとも6カ月以上持続するものである。基本的特徴は、機能または発達を妨げるほどの、不注意と多動性—衝動性、またそのいずれかの持続的な様式である。不注意は、課題から気がそれること、忍耐の欠如、集中し続けることの困難、およびまとまりのないこととして、注意欠如・多動症で行動的に明らかになるが、それらは反抗や理解力の欠如のためではない。多動性は、不適切な場面での(走り回る子どもといった)過剰な運動活動</p>

<p>(注意欠陥・多動性障害)</p>	<p>性、過剰にそわそわすること、過剰にトントン叩くこと、またはしゃべり過ぎることを指している。衝動性とは事前に見通しを立てることなく即座に行われる、および自分に害となる可能性の高い性急な行動(例：注意せず道に飛び出す)のことである。</p> <p>※「精神疾患の診断・統計マニュアル第5版」(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders、Fifth Edition略称：DSM-5)より抜粋</p>
<p>自閉スペクトラム症 ASD Autism Spectrum Disorder (自閉症、 広汎性発達障害、 アスペルガー症候群、 自閉症スペクトラム、 高機能自閉症)</p>	<p>DSM-5では、広汎性発達障害が、自閉スペクトラム症に変更された。自閉スペクトラム症の診断基準の主な柱は次のとおりである。</p> <p>①持続する相互的な社会的コミュニケーションや対人的相互反応の障害 ②限定された反復的な行動、興味、または活動</p> <p>これらの症状は幼児期早期から認められ、日々の活動を制限するか障害するものとしている。機能的な障害が明らかとなる局面は、個々の特性や環境によって異なる。主要な診断的特徴は発達期に明らかとなるが、治療的介入、代償、および現在受けている支援によって、少なくともいくつかの状況ではその困難さが隠されているかもしれない。</p> <p>障害の徴候もまた、自閉症状の重症度、発達段階、暦年齢によって大きく変化するので、それゆえに、スペクトラムという単語で表現される。自閉スペクトラム症は、以前には早期幼児自閉症、小児自閉症、カナリー型自閉症、高機能自閉症、非定型自閉症、特定不能の広汎性発達障害、小児期崩壊性障害、およびアスペルガー障害と呼ばれていた障害を包括している。</p> <p>※「精神疾患の診断・統計マニュアル第5版」(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders、Fifth Edition略称：DSM-5)より抜粋</p>
<p>知的能力障害 (知的障害)</p>	<p>発達期に発症し、全般的知能の欠陥と、個人の年齢、性別、および社会文化的背景が同等の仲間達と比べて、日常の適応機能が障害されることである。</p> <p>必要とされる支援のレベルを決めるのは適応機能であるため、重症度のレベルはそれぞれIQの値ではなく適応機能に基づいて定義される。</p> <p>※「精神疾患の診断・統計マニュアル第5版」(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders、Fifth Edition略称：DSM-5)より抜粋</p>

※参考「支援を必要とする児童・生徒の教育のために」(神奈川県立総合教育センター平成30年3月)

2 関係する計画・プラン・大綱など

【鎌倉市教育大綱】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、鎌倉市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたものです。平成27年度から平成31年度までの5年間を対象の期間とし、必要に応じて見直しを行うものとしています。この大綱に基づき、市と教育委員会がより一層、相互に協力・連携して教育、学術及び文化の振興を図ります。

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kyouiku/kyouiku/documents/kyoikutaiko.pdf>

【かまくら教育プラン】

鎌倉市の学校教育についての5つの基本方針と各方針の目標を定めた、平成16年に策定したプランです。子どもたちが安心と安全が保たれた社会環境と学習環境のもとで、仲良く楽しく自主的に学び、想像力を磨き、克己心を養い、夢や希望を持って、民主社会の一員としての自覚を高め、伸び伸びと健やかに成長できるように導くことを目指しています。他に頼らず自分ひとりの力で行う「自立」の精神と、自分で自分の行動を規制する「自律」の精神を、成長とともに体得させ、その過程で子どもたちが共に生きる大切さを知り、互いの人権を尊重し合い周囲と協調すること、障害のある人もない人も助け合って共に生きること、自然や生き物と共存することなどの「共生」する心を養うよう指導することを理念としています。

https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kyoplan/plan_sakutei.html

【障害者福祉計画】

鎌倉市障害者福祉計画は、障害者基本法に基づく「鎌倉市障害者基本計画」と障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「鎌倉市障害福祉サービス計画」で構成されています。「鎌倉市障害者基本計画」は、福祉だけでなく、保健医療、教育、就労雇用など、広い分野にわたって鎌倉市の障害者施策の総合的な展開、推進を図るための計画として位置づけられています。「鎌倉市障害福祉サービス計画（鎌倉市児童福祉計画を含む）」は、「鎌倉市障害者基本計画」の中で、福祉・生活支援などの施策となっている障害福祉サービスの給付などに関して、具体的な成果目標や見込量などを設定しているものです。

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syougaijisha/keikakusho1.html>

【鎌倉市子ども子育てきらきらプラン】

次代を担う子どもたちが夢を持って健やかに育ち、親が安心して子育てができる鎌倉の実現を目指し、平成22(2010)年3月に『鎌倉市次世代育成きらきらプラン〈後期計画〉』を策定して、「子どもが健やかに育つまち子育ての喜びが実感できるまち子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念とした子育て支援を推進してきました。平成24(2012)年度に国が定めた子ども・子育て関連3法に基づき、平成27(2015)年度から子ども・子育て支援新制度が開始されました。そこで、「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」の理念を継承し、子どもの健やかな成長、子育ての支援のための施策を推進していく新たなプランとして、『鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～』が策定されました。このプランは、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間を計画期間としています。

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kodomokyoku/kodomokosodatekirakira.html>

3 条約等の抜粋

【障害者の権利に関する条約 第二十四条 教育】

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
 - (c) 個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

※「障害者の権利に関する条約」平成26年2月効力発生 外務省

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）】

第一章総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（中略）

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（内閣府）平成25年6月

4 鎌倉市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

鎌倉市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市の小・中学校における特別支援教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、特別支援教育推進計画を策定するにあたり、必要な事項を検討協議する鎌倉市特別支援教育推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 策定委員会の委員は、10名とし、特別支援学級設置小学校長、特別支援学級設置中学校長、県立鎌倉養護学校地域支援担当の各代表1名、教育部長、教育部次長、健康福祉部次長（障害福祉課を所管する次長）、こどもみらい部保育課課長代理兼園長、こどもみらい部発達支援室長、健康福祉部地域共生課担当課長、健康福祉部市民健康課長とする。

(委員長等)

第3条 策定委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長は、この策定委員会の所掌事務を所管する部の部長がこれを務め、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、この策定委員会の所掌事務を所管する部の次長がこれを務め、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(1) 策定委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

(2) 委員長は必要に応じ、関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、策定委員会の所掌事務を所管する課において処理する。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成30年8月27日から施行する。

5 鎌倉市特別支援教育推進計画策定会議 委員名簿

No	組織名	役職名	氏名	備考
1	鎌倉市立小学校長会	今泉小学校校長	梅谷 公雄	通級指導教室 設置校
2	鎌倉市立中学校長会	第一中学校校長	伊藤 文雄	特別支援学級 設置校
3	県立鎌倉養護学校	地域支援担当	渡会 鮎美	特別支援学校
4	教育部	部長	佐々木 聡	委員長
5	教育部	次長	天野 宏哉	副委員長
6	健康福祉部	障害福祉課を 所管する次長	田中 良一	
7	こどもみらい部 保育課課長代理兼園長	由比ガ浜保育園 園長	大本 ゆう子	
8	こどもみらい部 発達支援室	室長	田中 香織	
9	健康福祉部 地域共生課	課長	内藤 克子	
10	健康福祉部 市民健康課	課長	石黒 知美	

※ 計画策定所管課(教育指導課)が事務局として、所掌事務を行う。

※ 計画策定途中で必要に応じて、当事者団体や専門家等の助言をもらい、パブリックコメントへの依頼を行う。

6 鎌倉市特別支援教育推進計画策定会議スケジュール

時期	内容
平成 30 (2018) 年 8 月 30 日	推進計画策定会議の設置 第 1 回鎌倉市特別支援教育推進計画策定会議の開催 計画の概要、策定会議の予定について
平成 30 (2018) 年 10 月 23 日	第 2 回鎌倉市特別支援教育推進計画策定会議の開催 「第 1 章 計画策定にあたって」、「第 2 章 現在までの特別支援教育を振り返って」の素案検討 具体的事業計画と推進方法の検討
平成 30 (2018) 年 11 月 9 日	第 3 回鎌倉市特別支援教育推進計画策定会議の開催 「第 3 章 具体的な計画と推進」の素案検討
平成 30 (2018) 年 12 月	素案完成
平成 30 (2018) 年 12 月 13 日 ～平成 31 (2019) 年 1 月 14 日	パブリックコメント実施
平成 31 (2019) 年 1 月 15 日 ～	パブリックコメントの反映について検討 計画の完成
平成 31 (2019) 年 2 月	教育委員会、常任委員会での報告
平成 31 (2019) 年 3 月	計画策定
平成 31 (2019) 年 4 月～	計画実施

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和 33 年 8 月 10 日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

(制定昭和 48 年 11 月 3 日)

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

鎌倉市特別支援教育推進計画

平成 31（2019）年 3 月発行

発行：鎌倉市教育委員会

編集：教育部教育指導課

鎌倉市御成町 12-18

電話：0467-61-3812

FAX：0467-24-5569